起業・新事業創出支援事業業務に係る企画提案書募集要領

１　業務名

起業・新事業創出支援事業業務（スタートアップ認知向上・意識醸成事業、テック系起業家支援事業、アカデミアシーズ創出事業）

２　業務概要

本県は、復興・創生に向けて個人事業主から大学発ベンチャーまで様々な人たちが起業しやすい環境の整備を図り、起業が次々と生まれる「スタートアップの地ふくしま」の実現を目指し取り組んできたところである。その中で新たなチャレンジを行う革新的なビジネスアイデアを用いて、地域経済の活性化や雇用創出の担い手となるスタートアップの起業を促進し、支援していくことは重要な課題である。

本業務では、特に次世代産業や成長産業の集積に貢献しうる成長性の高い起業の促進を目的として、独自技術を活用して起業した「テック系スタートアップ」を対象に、技術相談対応等の支援を実施する。あわせて、県内企業、創業支援機関及び公設試験研究機関のネットワークを構築し、県内全域のスタートアップを総合的に支援する体制を整備する。

さらに、県内大学発ベンチャーが持続的に創出される仕組みの構築及び起業土壌の醸成を一層推進するため、県内大学等を広く巻き込んだ運営体制の下、起業意欲の醸成から候補者の発掘、事業立上げ支援を一体的に実施し、事業化成功の創出を図る。

また、県の創業支援ウェブサイト「ビズスタふくしま」の運営を通じて、創業支援に関する情報を広く発信するものである。

３　業務仕様

別紙業務仕様書のとおり

４　見積限度額

68,840千円（消費税及び地方消費税を含む。）

５　参加資格

企画提案書を提出する者（以下「提案者」という。）に必要な資格（以下「参加資格」という。）は次のとおりとする。

（１）地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しないこと。

（２）募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。

（３）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第４１条第１項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第３３条第１項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

（４）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者

でないこと。

ア　役員等（提案者が個人である場合にはその者を、提案者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

イ　暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

（５）県税を滞納している者でないこと。

（６）消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

６　実施のスケジュール（予定）

募集開始	令和８年３月５日（木）
質問受付期限	令和８年３月１１日（水）１７時
参加申込書提出期限	令和８年３月１８日（水）１７時
企画提案書提出期限	令和８年３月２５日（水）１７時
審査委員会	令和８年３月２７日（金）（書面審査予定）
審査結果通知	令和８年３月３０日（月）（予定）
契約提出・事業着手	令和８年４月１日（水）以降

７　手続きに関する事項

（１）質問等の受付

本募集に関し質問がある場合は、質問書〔様式１〕に記入し、以下により提出すること。

ア　受付期間

令和８年３月５日（木）から３月１１日（水）１７時まで

イ　提出方法

下記提出先・問い合わせ先あて電子メールにより提出すること。件名は「質問書（起業・新事業創出支援事業業務）」とすること。電話による質問の受付は行わない。

ウ　回答方法

質問に対する回答は、産業振興課ホームページへの掲載により行う。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に関わるものについては、質問者にのみ回答する。

（２）参加申込書の提出

提案者は、参加申込書〔様式２〕を以下により提出し、参加資格の確認を受けること。

ア　提出期限

令和８年３月１８日（水）１７時

イ　提出方法

下記提出先・問い合わせ先に電子メールで提出すること。件名は「参加申込書（起業・新事業創出支援事業業務）」とすること。

ウ　結果通知

産業振興課において参加申込書の内容及び参加資格要件の適否を確認し、その結果を参加申込者に通知する。

８　企画提案書の提出

参加資格の確認を受けた者は、以下により企画提案書を提出すること。

（１）提出期限

令和８年３月２５日（水）１７時（必着）

（２）提出方法

下記提出先・問い合わせ先に持参又は郵送で提出すること。持参による提出の受付は、祝日を除く月曜日から金曜日の８時３０分から１７時までとする。郵送の場合は、封筒に「企画提案書在中」の旨を朱書のうえ、簡易書留等配達の記録が残る方法とすること。

（３）提出書類

次の書類を６部（正本１部、写し５部）提出すること。

ア　企画提案書　〔様式３〕

イ　会社概要　〔様式４〕

ウ　定款の写し

エ　法人登記簿謄本の写し（応募日から３ヶ月以内のもの）

オ　直近の事業年度の事業実績の分かる資料

カ　暴力団等反社会的勢力でないことの表明･確約に関する同意書　〔様式５〕

（４）その他留意事項

ア　提案者は、複数の企画提案書を提出することはできません。

イ　一度提出された書類の変更、差替は、軽微な変更を除き原則として認めません。

ウ　企画提案に要する費用は、提案者の負担とする。

エ　提出された書類は返却しません。

オ　提出された書類は、委託契約候補者の選定手続き以外には使用しません。

カ　企画提案書の提出後に辞退する際は、辞退届（任意様式）を提出すること。

キ　提出された書類及び添付書類は、情報公開請求により全部又は一部を開示することがあります。

９　企画提案書の審査方法、評価基準

（１）審査方法

県が設置するプロポーザル審査委員会による審査する。

（２）審査委員会の開催

形式については、書面審査にて開催する。

（３）委託契約候補者の選定

ア　審査結果に基づき、委託契約候補者１者を選定する。

イ　委託契約候補者を選定後、全ての提案者に結果を通知する。
ウ　委託契約候補者が契約を締結しない場合、次点の者と契約の交渉を行う。

（４）評価基準

評価項目		評価の視点
業務遂行能力等		
	業務体制	業務を実施する上で十分な体制であるか。
	業務実績	本業務と類似の業務の受注実績があるか。
企画提案内容		
	業務理解	本事業の目的や業務内容を理解しているか。
	企画内容①	ビズスタふくしまの企画・運営について、具体的な提案がなされているか。
	企画内容②	企業間等のコーディネートについて、具体的な提案がなされているか
	企画内容③	テック系スタートアップ向けセミナー等の企画運営について、具体的な提案がなされているか。
	企画内容④	Ｆターン起業イベント等に係る具体の提案がなされているか。
	企画内容⑤	県内支援機関とのネットワークの構築について、具体的な提案がなされているか。
	企画内容⑥	県内大学等の教員を対象としたコーディネート業務について具体的な提案がなされているか。
	企画内容⑦	県内大学等の学生に対する起業家育成について、具体的な提案がなされているか。
	スケジュール	業務を円滑かつ効果的に実施できるスケジュールであるか。
	業務経費	業務経費は適正であるか。

10　企画提案書の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

（１）本募集要領に示す条件に違反した場合。
（２）虚偽の内容が記載されている場合。
（３）同一の者が２つ以上の提案書を提出した場合。
（４）契約までの間に、企画提案書で提示した業務実施体制に記載した担当者が本業務に携わることが困難になった場合。ただし、病気、事故等、やむを得ない事情があり、かつ同等の業務実施体制を構築できると認められる場合は除く。
（５）その他、あらかじめ県が指示した事項に違反した場合。

11　契約等に関する事項

（１）業務仕様書

業務仕様書は、別紙「業務仕様書」に委託契約候補者の企画提案書を反映して作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、県と委託契約候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。

この場合において、委託契約候補者との協議が整わなかった場合は、審査結果が次点の者を委託契約候補者とする。

（２）契約の締結

福島県財務規則（昭和３９年福島県規則第１７号）に定める随意契約の手続に基づき、委託契約候補者から見積書を提出してもらい、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結する。

（３）契約保証金について

委託契約候補者は、契約保証金として契約額の１００分の５以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、福島県財務規則第２２９条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

（４）契約に関する条件等

受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に県と協議して了承を得ること。

また、企画提案書に基づく委託業務を履行できなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、県は契約相手方に対し契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とすることができること。

（５）関係書類の整備

受託者は委託業務に係る会計を他の業務に係る会計と区分して経理するとともに、会計関係帳簿等の本業務に係る書類を５年間保存すること。

12　契約成立の条件等

本公募は、令和８年度当初予算成立後、可及的速やかに事業の準備を開始できるよう、予算成立前に行います。採択・実施に当たっては、県議会での令和８年度当初予算成立が前提となりますので、御了承ください。

また、公募開始後に事情により応募対象事業の中止や事業内容の変更がある場合がありますので、御了承ください。

13　その他必要な事項

地産地消の観点から、消耗品の調達やチラシやポスターの印刷・配送については、特段の事情がない限り県内企業を活用すること。

14　提出先・問い合わせ先

〒９６０－８６７０　福島県福島市杉妻町２－１６　西庁舎１２階
福島県商工労働部産業振興課（担当：熊倉、佐藤）
電話：０２４－５２１－７２８３
電子メール：business@pref.fukushima.lg.jp